

令和 3 年 2 月 4 日

学 生 各 位
学生課外活動団体 各位
課外活動団体顧問 各位

学生支援センター長

京都府緊急事態措置期間における課外活動等について

令和 3 年 2 月 4 日付けで京都府緊急事態措置期間が 3 月 7 日まで延長されました。本学では、1 月 15 日の通知のとおり、課外活動等を全面的に禁止することはありませんが、他大学では、課外活動等における感染事例が発生していることから、身体接触や激しい呼気を伴う活動のような感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、団体マニュアル及び活動計画書等の再確認をしてください。

課外活動団体等においては、これまでとおり、大学マニュアル及び団体マニュアルに従い、一人ひとりの自覚と責任ある行動を心掛けるとともに、感染症に対する警戒心をより高め、感染防止策の徹底を改めてお願いします。

なお、活動時間は、平日は 16 時から 19 時まで、土日祝日は 9 時から 17 時までのうち最大でも 3 時間までであり、公式戦を除く学外者との交流戦・練習試合等は禁止しています。また、学内外での飲食を伴う懇親会等は、課外活動団体としては禁止、その他の学生にあっても、自粛を求めます。

安心・安全な課外活動等ができるよう、皆様のご理解、ご協力を引き続きお願いします。

【本件問合せ先（担当）】

学生サービス課学生生活係

電話: 075-724-7144

E-mail: stu_seikatu@jim.kit.ac.jp